

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回新座市文化財保護審議委員会
開 催 日 時	令和元年5月23日(木) 午前・ 午後 1時00分から 午前・ 午後 2時40分まで
開 催 場 所	新座市役所第二庁舎5階 会議室3
出 席 委 員	根岸茂夫、岩崎信丈、佐藤善信、宮瀧交二、本間暁、柳正博
事 務 局 職 員	教育総務部長 渡辺哲也 教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 金子啓一 生涯学習スポーツ課副課長 斎藤政登 同課生涯学習・文化財係長 西珠世 同課主事兼学芸員 大木さおり 同課主事兼学芸員 笹川紗希 同課主事 戸口拓哉
会 議 内 容	1 開会 2 挨拶 3 議題 (1) 平成30年度文化財関係事業実績について (2) 令和元年度文化財関係事業予定について (3) その他 4 閉会
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 平成30年度文化財関係事業実績…資料1 ・ 平成30年度確認調査一覧…資料2 ・ 平成30年度 歴史民俗資料館事業実績報告…資料3 ・ 令和元年度文化財関係事業予定…資料4
公開・非公開の別	① 公開 20 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
欠 席 委 員	

審 議 の 内 容 (審議経過、結論等)

1 開会

2 挨拶 (金子副部長)

3 議題

(1) 平成30年度文化財関係事業実績について

資料1、2、3に基づき、事務局から説明

<審議内容>

委員： 睡足軒の森の整備は今も行っているがいつまで続くのか。

事務局： 平成30年4月17日以降、整備は続いており、今年度から開園予定であったが、所有者の意向により、引き続き閉園し整備を続けている。秋を目途に整備を終わらせる予定であるが、具体的な開園時期は未定である。

委員： 文化財の市指定化についての陣屋堀測量調査はどの程度の測量なのか。

事務局： 測量は片山富士の測量であり、陣屋堀については埋蔵文化財の試掘調査に伴う確認調査を行った。

(2) 令和元年度文化財関係事業予定について

資料4に基づき、事務局が説明する。

<審議内容>

委員： 野火止用水文化的景観保護推進事業の重要文化的景観選定に向けた諸準備とあるが、具体的な計画は立てられているのか。

事務局： 今のところ具体的な計画はない。委員会の中で相談したいと考えているため、今後委員の皆さんにはご教示いただきたい。また、平成23年度に策定し、7年が経過している。具体的な施策が進まない中で現状は普及啓発に留まっている。

委員： 片山富士の指定化に向けて動くことはいいことであるが、隣の志木市には田子山富士があり、近くに同じ富士塚あると見に来る人も出てくる。お寺の中ということもあるので、検討は指定後で構わないが、公開・非公開について考える必要があるのではないか。江古田の富士塚も非公開であり、文化財によって状況が異なるため非公開でも仕方ないと思うが、その状況がわかるよう、それなりの対応が必要である。

委員： この件については、教育委員会と相談していきたい。

委員長： 公開日を設けるのも一つの手である。教育委員会で検討してみたい。

委員： 中の見学はできないが、外観は見られるようにするなどでもいいと思う。

委員： 昔は解放していたが、子供の遊び場となってしまう、怪我をされて管理責任となつては困るので今は閉鎖している。ただ、せっかく測量をしていただいたので、宝の持ち腐れにならないよう協議した

い。

(3) その他

平林寺仏殿屋根修理、片山富士及び新堀一丁目野火止用水の架橋について
スライドで説明

<審議内容>

仏殿屋根修理

委員： 以前も仏殿は葺き替え工事をしていなかったか。

事務局： 平成14年に全面葺き替えを行っている。

委員： 平成14年以降だと葺き替えの時期が早いと思う。中にある竹の骨組みも傷んでいるのではないか。

委員： カラス除けのネットを付けるのか。

事務局： その予定である。

委員： 前回と同じ業者がやっているのか。

事務局： そうである。睡足軒の茅葺き工事した業者とも同じである。

委員長： 平成14年からの葺き替えとなるとやはり時期が早い気がする。なぜこうなったのか、屋根の真ん中だけ窪むため、建物構造や中の竹の状態も調べ、今後の対策を考えた方がいいのではないか。

片山富士

委員： 測量に当たり、きれいにクマザサが刈られているが、草がなくなると土が流れる心配はないか。

委員： 根は残っているので、その心配はないと思われる。

委員： 伸びてきたら刈るといった定期的な手入れが必要である。

委員長： 植生については専門の委員にご教授いただきたい。

野火止用水

委員： 架橋し車が入り出りできるようにするのか、人が入り出りできるようにするかで変わってくる。車となると大掛かりな工事になるので目的によって許可の検討内容が変わってくると思う。

事務局： 近くにバス停があり、バス停に行くためには横断歩道があるが、渡るためには遠回りしているため、まずは人が通れるようにしたいという住民の意向である。

委員： 今回の架橋を認めたことにより、他の場所でも架橋を希望されるのは困ってしまう。

事務局： 清流対策事業の際に架橋調査をし、道路占有がされていないものは一律撤去している。今回要望のある場所も撤去した経緯があるため、一度撤去したところに再度架橋するのはいかがなものか。

委員： バス停を移動させることは出来ないのか。

事務局： 水道道路の道も狭く、今の場所にギリギリバス停を設置している状態なので、バス停の移転は難しいだろう。

委員： この部分だけではなく、野火止用水全体をみて、全体の中で本当にこの場所に橋が必要なのか、ここまでの工事なら文化財に影響がないので許可できるといったことを考える必要がある。

委員： 現在、橋がないことで何世帯の人が不便なのか、橋を架けることで何世帯の人が便利になるのか。そうしたデータはないのか。

事務局： 町内会レベルの動きはあるが、具体的な統計はない。

委員： 漠然と架橋して欲しいということだと漠然とした許可となつてし

もう。きちんと数字で示していただきたい。高齢者からすると迂回は大変だと思う。最近の文化財の考え方としては、作られてから手を加える過程も文化遺産であるという考え方になっている。野火止用水の現状を大きく損ねないのであれば、橋を架ける過程も文化遺産であるため、架橋してもいいと思う。ただ、架橋したが利用者が数人しかいないとなると、リスクを背負ってまで現状変更する意味がないので、この地区の何世帯の人が不便で、橋を架けることで何世帯の人が便利になるのかを裏付けられると、こちらも許可できる。基本、生活に支障をきたしているのであれば、現状を大きく損ねない程度に橋を架けることはやむを得ないと考える。他地域ではこうした要望は少なく、この地域だけ要望があるということは多くの方が苦労されているはずである。架橋はやむを得ないのではないか。

4 閉会